

令和2年度 第1回大山崎町手話言語及び聞こえに障がいのある人の
コミュニケーション手段の促進に関する条例制定検討委員会 議事録

令和2年10月13日(火) 14:00～
大山崎町役場3階中会議室

○次第

- 1.開会
- 2.委嘱書交付
- 3.挨拶
- 4.自己紹介
- 5.委員長／副委員長選出
- 6.委員会運営事項について
会議録の作成／公表
委員名簿の公表
傍聴について 等
- 7.審議
 - 1) 条例制定の経緯、主旨、内容について
 - 2) 条例制定のスケジュールについて
- 8.その他
- 9.閉会

○議事

(質疑応答)

委員：資料②についてです。条例案の「障がい」の表記について、ひらがな表記になっていますが、違和感があります。「害」という漢字には、何か「迷惑」「悪い」などに繋がるという考え方から、一般社会では障がい者に配慮して、ひらがな表記にされているのだと思いますが、当事者からすると、「害」の漢字表記の方が良いと思っています。社会の中ではまだいろんな困難があり、社会障壁が取り払われていない「害」がまだ残っているという思いがあります。敢えて「障がい」を「害」での漢字表記にしたいと思いますが如何でしょうか。

事務局：確かに言葉だけをひらがなにしても中身が伴わなければ意味がない、むしろ言葉だけで問題を解決したと思うことのほうが良くないことであると承知をしております。大山崎町につきましては、障がい者計画を作成しておりまして、その中で他の状況に合わせて、ひらがな表記にしているという経過がございますので、今回の条例案につきましても、ひらがな表記にしております。ただし、法律、たとえば「障害者基本法」

などの場合は「害」の漢字が使われております。今回検討を重ねます条例につきましても、法令・例規のひとつですので、法律の表現に沿って「害」の漢字表記とすることはおかしいことではありません。委員のおっしゃったお考えを、他の委員もお持ちでしたらそのお考えに従おうと思います。

委員：ひらがな表記のほうが良いと以前から思っています。個人個人に障がいがあるのではなく、社会に壁があると考えますので、個人の障がいについてはひらがなのほうが優しいとは思いますが、当事者のご意見を尊重しようと思います。

委員：読んだときに「障害者」という漢字表記のところが法律の名称だということで漢字になっていることは理解できますが、それが条例の中身になると、ひらがな表記になっているところの、見た目の違いが逆に気になってしまいます。

事務局：委員のおっしゃった意味合いである常用外漢字の「碍」を使用する一般的な流れに沿って、町の計画ではひらがな表記としており、この条例の中でもそのような使い分けをしているところがございます。これが法律のほうでも常用外漢字を使われるとか、ひらがな表記とするなどの整理になっていけば、もう少しこの条例についてもわかりやすい形になりますが、現段階では混在している状況ですので、見え方として問題があるかと思えます。そこも含めて委員様のご意見をいただければと思います。

委員：町民生児童委員協議会の障害者部会に所属しており、「障害者」や「障がい」という表記について、ここで議論されているのと同じような、矛盾というか、統一されていないということについて釈然としない思いがあったので申しあげましたが、一つの方法としては、前文の「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」を括弧でとじるなど、固有の名称であるという表記をしながら前に進まれてはいかがでしょうか。

事務局：ひとつの整理として非常に分かりやすいご提案をいただきました。そのうえで、委員がおっしゃっていた条例本文のひらがな表記を漢字にするかということにつきまして、もう少しお諮りいただければと思います。

委員：参考としてお聞きいただきたいことがあります。京都府の手話言語条例の「がい」は漢字表記で統一されています。町としても、漢字表記で統一したほうがいいのではないかと思います。

事務局：確かに京都府の「言語としての手話の普及をすすめるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例」の中では、おっしゃる通り漢字表記になっております。一方で京都府内の他市町村の類似の条例は、ほぼ「がい」はひらがな表記となっており、まちまちであるということが見受けられます。当然、大山崎町も京都府内の自治体ですので、京都府の表記に沿うということは、ある意味自然なことだと思います。一方で、繰り返しになりますが、計画等でひらがな表記にしているということで、若干の齟齬がでてきます。

いったん預かって考えさせていただき、次回までに整理をするということをお願いできればと思います。

(異議なし)

委員：大山崎町に聞こえに関する条例が制定されることを心待ちにしていたひとりです。手話言語条例に関して言うと、全国たくさん自治体で制定されていますが、難聴も含めたコミュニケーション条例というのは、数が少ないです。そういう中で、大山崎町で手話言語と聞こえに障がいのある人のコミュニケーション手段に関する条例ということで、本当にうれしく思っています。この条例が制定され、施策が進んでいくと聞こえに障がいを持つ私たちのことが広く町民のみなさんにも理解していただけるのではないかと大変期待を持ちました。聴覚障がいは、外見からは分かりにくい障がいのので、自分から「聞こえません」ということを発信しないと、周りに理解していただくことができません。特に難聴者は、私もそうですが、半分ぐらい聞こえる時もあるので、時々きちんと返事ができる時があります。そういう分かりにくい障がいで、一人ひとりのコミュニケーション方法も違ってきます。筆談しかできない方もいれば、手話ができる方もいるし、なんとか近くではっきりゆっくり話せばわかる方もいます。そういういろんな難聴者のことをたくさんの方に知っていただける、支援していただけるそういう町になってほしいと思います。

事務局：委員がおっしゃったように、聞こえに関する障がいの特性としまして、外見からは非常に分かりにくいということがあると思いますので、まずは理解してもらいたいということが、この条例の理念、思いのひとつですので、いわゆる相互理解を進められるように、条例が制定された暁には、これまで以上に啓発に取り組んでいきたいと思っています。

委員：聞こえない、聞こえにくい人のために、話し言葉を文字にして伝える要約筆記の活動をしています。聞こえない、聞こえにくい人が不便なく社会参加できる町行政を進めてほしいと常々思っていたので、条例が制定されることは本当にうれしく思います。

委員：手話に関わっている者として、手話を通して聞こえない方々と一緒に生きてきています。しかし、通訳者がいないと、生活の中で意思疎通がしにくい状況があります。一般社会において、まだまだ手話に対しての理解が足りないと思います。本当は通訳者がいなくても聞こえに障がいのある人が、聞こえに障がいがない人と同じように生活ができる、そんな大山崎町になっていくことを願います。

委員：この条例名がとても長いなというのが第一印象でした。もう少し要約できないかと思い考えましたが、答えが見つかりませんでした。他の市町も、この条例に関してはこれぐらいの名称になるのでしょうか。

事務局：他市町村の条例名については、それぞれの市町村の特色に沿った条例を制定されています。向日市さんは「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」、久御山町さんは「あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例」など、それぞれその市町さんの特有の条例名で制定されていますので、委員様のご意見をうかがう中で

条例名についても当然変えていくという考えでございます。今ご紹介した向日市と久御山町の条例は手話に特化して、手話を浸透させていこうという条例でして、今回、大山崎町が作ろうとしている条例とは若干異なっております。大山崎町では、手話だけでなく、手話を使わない聞こえに障がいのある方のコミュニケーション手段、例えば筆談ですとか要約筆記ですとか、そういった手段についてもしっかり促進していこうということです。その内容を表現するのに、正確に表現しようと思いますと「手話言語及び聞こえに障がいのある人のコミュニケーション手段の促進に関する条例」と、長いですがこのようなタイトルとなります。それに修飾を加えて、大山崎町ならではのタイトルとするかどうかにつきましては、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思っております。

委員：分かりやすい条例案だと理解をしていたので、他市町村で、手話に特化した条例があることも初めて知りました。この条例名でいいと思います。

委員：必要最低限のことが書いてあるので分かりやすいのですが、向日市などは特色をアピールするような修飾語がついていますね。「天王山」とかありますが、余計に長くなってしまいますので。私は分かりやすくいいと思います。

事務局：あまり長くなりすぎて表現に困るということもございますので、もし差し支えなければタイトルはこのままで、中身を充実させていくというところでご了解いただければと思います。

委員：意見としては特にはないのですが、近年の総会とか分科会などに参加する中でよく話題になるのですが、障がいの表記については各自治体によりまちまちであり、各市町村の判断に任せようということで結論づけているところです。

事務局：表記についてはいったん整理をして、次回にお示しいたします。

委員：事前にいただいていた条例案と、本日の資料の条例案で変更があったということですが、変更点についてご説明いただけますか。

事務局：事前資料としてお渡ししたものが、草案として作っていたものを誤ってお渡ししてしまったというもので、大変混乱を生じさせてしまい申し訳ございません。事前配布の案と違うところは、第1条の目的を定めておりましたのを取りました。前文の最後の段落で、目的に該当することはここに書いておりますので、繰り返すことはないという理由です。また、文字通りの「基本理念」に相当するような内容を第1条で書いております。この基本理念につきましては、第2条町の責務「町は、前条の基本理念にのっとり」、第3条町民等の役割「町民は、第1条の基本理念のもと」、というように、その都度、この基本理念を確認しながら、基本理念に立ち返って、それぞれの責務・役割を定めているということにしたかったのですが、途中、誤ったものをお渡ししてしまったというものでございます。

委員：前文や基本理念に入っている「共生」「ともに生きる」というような文言を、条例名に入れられたらと個人的に思います。条例案の中には「共生社会」という言葉はたく

さんでできますが、条例名にも「障がいのある人とない人と、共に生きる社会をめざす」というような言葉を入れられたらと思います。さらに長くなるとは思いますが。

事務局：目的・理念のなかに「共生社会を目指す」と謳っておりますので、その文言を強調して条例名に使うということは、なんの問題もありません。どこの部分に入れ込むかということですが、もともと長い条例名ですので、委員のおっしゃることを適切に表現できる部分に入れ込みたいと思います。文章にしたときに意味合いに混乱のないような文章にしたいので、じっくり時間をかけて、あまり長くない形で「共生社会」という言葉を入れた条例名を考えて、お諮りしたいと思います。

委員：委員のおっしゃることが、よくわかります。最終の目標が共生社会の実現だということですので、そういう概念でつくるなら、京都府の条例の名前がぴったりだと思います。コミュニケーション手段云々というところは書いてありませんが、障がいのある人とない人の共生社会という目的になっていますね。「コミュニケーション手段」と合わせるとすごく長い条例名になってしまいますが、そのあたりは事務局で検討いただけたらと思います。

委員：他の市町村のタイトルも参考にして決めていただけたらと思います。

委員：前文を意識して読んでみると、障がいのある人が困っているからやりましょう、のように私は感じます。障がいのある人ない人関係なく、聞こえない人、聞こえる人関係なく、のような言葉も入れたほうが良いと思います。

事務局：第4条「施策の実施」の（3）のところですが、冒頭の「町民」は聞こえる人、聞こえない人、両方をさしております。決して、聞こえに障がいのある人に対してのみコミュニケーション手段を保証していくということではなく、聞こえる人、聞こえない人それぞれが、コミュニケーションが取れるように施策を進めていきたいと思いますということが書いてございますので、おっしゃる様にタイトルだけみれば「聞こえに障がいのある人の」となっておりますが、決して一方向の施策を進めようとするものではないということをご理解いただければと思います。仮にここで「聞こえに障がいのある人の」の部分を取ってしまうと、町民はコミュニケーションをとっていきましようといった意味になってしまいますので、タイトルをこのような形にさせていただいております。

委員：理解した上で申し上げました。

委員：京都府のような「支え合う」といった優しい文言を取り入れていただけたらと改めてお願いします。

委員：見て優しいことが伝わってくるような、大山崎町は優しい町なんだと他の地域の方にわかっていただきたいと思います。

事務局：「障がいのある人、ない人」のような文言を、また「共生社会」という言葉も条例名に取り入れるかも含めて、事務局のほうで検討し、第二回の検討委員会にてお示しできたらと考えております。

委員長：では先ほどもお伝えしたように 11 月 2 日まで、もしご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。今までの議論としてのまとめですが、①法令の固有名詞としての「障害」の表記、②「障がい」のひらがな表記・漢字表記の、言葉の整理、③「共生社会」というような内容を大山崎町らしく、条例名に取り入れる、④大山崎町らしい温かみのあるような条例名の検討という 4 点を、次回に検討いただいて、そして承認をいただきパブリックコメントへとつなげていきたいと考えております。

8・その他

9・閉会